

京都市調達契約における「電子契約」の対応について

○ 電子契約について

電子契約では、クラウドサーバーにアップロードされた「契約内容を記録したPDFファイル」に、署名依頼メールのリンクから承認操作を行うことにより、契約当事者双方の電子署名が付与され、契約成立を証する文書とすることができます。

一般的に、書面による契約に比べて、印刷や押印、ファイリングする手間や、契約書を送付・持参するための郵送料・人件費を節減できるほか、契約書のやりとりに要する日数が短縮でき、契約書に貼付する印紙が不要であるなどの利点があります。

本市の契約では、一部の契約について、契約の相手方が電子契約サービス（本市が利用可能なものに限る。）を既に契約・利用している場合で、相手方が電子契約による締結を希望する場合に、書面（紙の契約書）に代えて電子契約とすることができます。（電子契約サービスの利用料は、契約相手方の負担です。）

○ 電子契約ができる契約

・ 入札による契約

1 契約の種類ごとに、以下の契約が電子契約の対象となります。

工事等	一般競争入札で予定価格（税込）1億円超、4億円未満の契約
測量・設計等	一般競争入札で予定価格（税込）5,000万円超の契約
物品等	一般競争入札（WTO協定適用）による契約 ※ 予定価格（税込）4億円以上の製造の請負、予定価格（税込）8,000万円以上の動産の買入及び売払いを除きます。

2 ICカード（電子メールアドレス登録済み）で入札し、落札した契約に限ります。

3 上記に該当するものであっても、市会での議決対象の契約、契約期間が5年を超える契約や前年度に入札を行い仮契約を締結する契約等、一部の契約は書面により締結します。

・ 随意契約による契約

随意契約での取扱いは、それぞれの担当課にお尋ねください。

※ 交通局・上下水道局での取扱いは上記と異なりますので、それぞれの局にお尋ねください。

○ 本市との電子契約で利用可能な電子契約サービス

本市との電子契約で利用できる電子契約サービスは、以下のとおりです。

電子契約サービス名	提供事業者名
GMOサイン	GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
クラウドサイン	弁護士ドットコム株式会社

○ 電子契約の利用手続

- ・ 上記の契約に係る入札で落札した際、本市の契約担当者に電子契約による締結を希望する旨をお知らせください。（随意契約のときは、それぞれの担当課に御確認ください。）
- ・ 電子契約で締結できる場合、本市の契約担当者から、契約内容を記録したPDFファイルを電子メールでお送りし、電子署名を行う本市側のメールアドレスをお知らせします。
- ・ PDFファイルの内容を確認いただき、電子契約サービスから署名依頼を行ってください。（契約日や受注者欄等の記入漏れがないようにお願いします。）
- ・ 本市の電子契約は、印影のない不可視署名により行いますので、署名依頼時の設定に御注意ください。